

会 議 録 目 次

平成 1 6 年 第 2 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 6 年 4 月 1 4 日 （ 水 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	同意第 3 号 助役の選任の同意について……………	4
日程第 4	同意第 4 号 教育委員会委員の任命の同意について……………	6
日程第 5	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について （海田町税条例の一部を改正する条例）……………	8
日程第 6	承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について （海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）…	1 4
日程第 7	第 25 号 議案 海田町と広島市との合併について町民の意思を問う住 民投票条例の制定について……………	1 6
日程第 8	第 26 号 議案 平成 16 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）……………	2 5
	（ 閉 会 ）……………	2 7

会 議 録

- ~~~~~○~~~~~

15番 住 吉 充
17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 前 田 勝 男

~~~~~○~~~~~

## 7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 岡 寛 次 |
| 企 画 部 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 総 務 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 福 祉 保 建 部 長 | 上 條 正 弘 |
| 建 設 部 長 | 富 田 征 |
| 参 事（福祉保健担当） | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | 大 久 保 裕 通 |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 窪 地 満 |
| 税 務 課 長 | 永 海 房 雄 |
| 住 民 課 長 | 貝 原 陽 子 |
| 教 育 部 長 | 中 野 潔 |
| 学 校 教 育 課 長 | 槇 根 君 夫 |
| 上 下 水 道 部 長 | 木 原 正 博 |

~~~~~○~~~~~

## 9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純   |
| 次 長         | 濱 吉 計 守 |
| 主 査         | 中 下 義 博 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 同意第3号 助役の選任の同意について

日程第4 同意第4号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第5 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）

日程第6 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第7 第25号議案 海田町と広島市との合併について町民の意思を問う住民投票条例の制定について

日程第8 第26号議案 平成16年度海田町一般会計補正予算（第1号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（前田）皆さん、おはようございます。本日は早朝より大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成16年第2回海田町議会臨時会を開会いたします。

また、本日は報道のためテレビカメラ等の撮影の許可をしておりますので、ご了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第8に至るものでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、18番、国岡君、19番、加藤君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

月からは総務部財政課企画調査係長、平成9年4月からは県民生活部学事課主査兼文教係長、平成11年4月には同じく県民生活部学事課の課長補佐兼文教係長、平成12年4月からは地域振興部市町村課課長補佐、平成13年4月からは地域振興部市町村分権総室市町村行政室主任主査、平成14年4月からは総務企画部政策企画局情報政策室事業調整監を経られまして、平成16年4月からは地域振興部の部付室長として現在に至っておられます。このように広島県職員として多方面にわたって精勤されており、幅広い経験や豊富な知識を持っておられる方でございます。また、その行政手腕は町長の補佐役としての重責を十分担う逸材であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。三宅君。

○3番（三宅）別に文句はないんですけれども、立派な経歴であるということなんですけれども、助役と言えは庁内ではナンバーツーということなので、あと行政手腕とか、補佐役にふさわしいというんですけれども、これから庁内の部課職員の方、あるいは議会面々と一応丸く穏便に進めていかなきゃいけないので。経歴をこの前もらったばかりで、県からということは私は聞いておりましたけれども、今初めて経歴を聞いて、年も前あるいは前々の助役さんから見れば大分若いので、私よりも若いので期待しておりますけれども、うまくやっていけるかどうかという面で、改めて、町長がどういうぐあいに人物を評価されたかということで、これは大事なことだと思うので、もう1度その辺を説明してください。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、三宅議員の質疑でございますが、県の方で十二分をお願いをした結果、こうした立派な人物を送っていただいたというふうに自負しておりますし、また、年齢的にも若いのですが、そのバイタリティーと業績に対しまして大いに期待をしているところでございますので、十分対応できていると思っております。よろしく申し上げます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、同意第3号につ

いて採決いたします。お諮りいたします。

同意第3号については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田) 異議なしと認めます。よって、同意第3号については同意することに決定いたします。

この際、ご紹介申し上げます。ただいま選任の同意をいただきました久保田泰秀さんが本日、来庁されておりますので、本席に招致したいと思います。久保田さん、入場してください。

(久保田氏入場)

○議長(前田) それでは、久保田さんより発言の申し出がありますので、これを許します。久保田さん。

○久保田 ただいま、助役選任のご同意を賜りました久保田でございます。お許しをいただき、一言お礼のごあいさつを申し上げます。このたびの助役選任のご同意は身に余る光栄でありまして、身の引き締まる思いと同時に、責任の重大さを痛感いたしております。昨今の地方行政を取り巻く環境は誠に厳しいものがございますが、とりわけ本町におかれましては、町の将来をかけた合併について住民の意思を問うという重要な時期に差しかかっているものと認識いたしております。このような時期に助役という重責を務めさせていただくことの重みを十分認識して町長を補佐し、職員の皆様とも一緒になって住民の福祉の向上、海田町の発展のため全力を尽くしてまいる所存でございます。どうか、議長をはじめ議会の皆様方におかれましても格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。最後に、本日のご同意に重ねてお礼を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(前田) それでは、久保田さんには助役という重要な職務に対しお励みいただきたいと思います。どうぞ、ご退席ください。

(久保田氏退場)

~~~~~○~~~~~

○議長(前田) 日程第4、同意第4号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 同意第4号、教育委員会委員の任命の同意について。本年3月31日をもって李木教育長が退任したことに伴い、4月1日から空席の教育委員会委員の任命の同意

をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、正木洋さんで  
ございます。経歴につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、同意第4号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明  
いたします。前教育委員でありました李木義夫氏が平成16年3月31日をもって辞職され  
たことに伴いまして、後任として正木洋さんをお願いするものでございます。教育委員  
の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定  
に基づき、人格が高潔で、教育、学術、文化に関して識見を有する者のうちから、議会  
の同意を得て町長が任命するものでございます。

それでは、正木洋さんの経歴についてご説明いたします。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在  
〇歳でございます。職歴でございますが、昭和42年12月に海田町に採用され、その後、  
昭和53年10月から民生部福祉課長、昭和60年4月からは企画部施設整備課長、昭和62年  
7月からは建設部下水道課長、平成3年4月からは総務部総務課長、平成7年10月から  
は教育委員会教育部長、平成9年10月からは同じく教育委員会参事を歴任され、町職員  
として33年間にわたり多方面にご活躍をされました。また、平成12年10月3日からは町  
収入役に就任されておりましたが、平成16年4月8日をもって辞職をされました。これ  
までの職歴の経験及びご自身の生涯学習の取り組みを踏まえ、教育委員として任命の同  
意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせてい  
ただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま  
す。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、同意第4号につ  
いては無記名による投票によって採決を行います。投票の準備をお願いします。議場閉  
鎖をしてください。

（この間、議場の出入り口の閉鎖）

○議長（前田）ただいまの出席議員数は19名でございます。



投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。同意第4号について、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、議会会議規則第79条の規定により、本案に反対として取り扱います。

(この間、投票用紙の配付)

○議長（前田）投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(この間、投票箱の点検)

○議長（前田）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（園山）1番白築議員、2番三浦議員、3番三宅議員、4番岡田議員、5番西田議員、6番渡辺議員、7番桑原議員、8番多田議員、9番斎木議員、10番西山議員、11番宮坂議員、12番河野議員、13番崎本議員、14番原田議員、15番住吉議員、16番佐中議員、17番中岡議員、18番国岡議員、19番加藤議員。

○議長（前田）投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）投票を終わります。

これより開票を行います。議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、議長より、8番多田君、9番斎木君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

(この間、開票事務)

○議長（前田）投票の結果を報告します。投票総数19票、有効投票19票、無効投票ゼロ票でございます。有効投票のうち賛成票10、反対票9票でございます。以上のとおり、賛成が多数でございます。よって、同意第4号についてはこれに同意することに決定いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(この間、議場の出入り口開鎖)

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第5、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といた

します。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第１号、専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）。本条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があることから、本年３月３１日付で専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）税務課長。

○税務課長（永海）それでは、承認第１号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第１項の規定によりまして、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によって議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は平成16年３月３１日でございます。

議案の４ページをお開きください。専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成16年３月３１日。海田町長、山岡寛次。

条例の改正内容につきましては、資料１の「海田町税条例の一部を改正する条例の概要」によってご説明をさせていただきます。資料１をお願いいたします。

まず、改正の要旨でございますが、１点目といたしまして、個人住民税の均等割について、税率を年額2,000円から年額3,000円に引き上げるものでございます。２点目といたしまして、税負担の公平の観点から、生計を同一にする妻に対する非課税措置を、一定金額を超える者について、平成17年度から段階的に課税するものでございます。３点目といたしまして、土地、建物、株式の譲渡所得に係る税率を引き下げるものでございます。４点目といたしまして、地方税法等の改正に伴い、条文と字句の整理をするものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。まず、個人の町民税の非課税の範囲でございますが、第24条第２項は、一定の所得に満たない世帯に対する非課税の限度額を定めたものでございまして、この限度額につきましては、生活扶助基準額を勘案して設定をしており、平成15年度にこれらの基準額が引き下げられたことに伴い、非課税限度額の算定に当たり、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を21万6,000円から19万8,000円に引き下げるものでございます。なお、この規定は平成16年度課税分から適用するものでございます。

次に、第24条第3項でございますが、これが今回の税制改正の重点の1つであります、一定の収入を超えるパート収入等の主婦に対して課税をするというものでございまして、これまで、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻については、幾ら所得がありましても均等割は非課税となっておりましたけれども、課税の公平の観点から、これが廃止になり、所得が一定金額を超える者については均等割が課税されることとなりましたので、均等割を課さない旨を規定している第2項を削るものでございます。17年度課税分から適用するものでございますが、17年度課税分の税率は2分の1に軽減し、18年度課税分から全額課税することといたしております。なお、対象者でございますけれども、所得金額で言いますと31万5,000円を超える方、給与収入で申しますと96万5,000円を超える方が対象となります。平成15年度の課税資料によりますと、およそ2,000人程度と想定をいたしております。したがいまして、平成17年度で約300万円、平成18年度で約600万円の増収になるものと想定をいたしております。

次に、均等割の税率でございますが、第31条第1項は、これまで市町村民税の均等割につきましましては人口段階別に税率区分を定めておりましたものが3,000円に統一されたことに伴い、これまでの2,000円を3,000円に引き上げるものでございます。これにより、15年度課税ベースで試算いたしますと約1,100万円程度の増収が見込まれます。なお、これにつきましましては当初予算に計上済みでございます。この規定は平成16年度課税分から適用するものでございます。

続きまして、第31条第2項は、均等割について税率が年額300万円と定められている対象法人に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、新たに防災街区整備事業組合を加えるものでございまして、本町には該当はございません。

次に、固定資産税の納税義務者でございますが、市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併特例区制度の創設に伴い、合併特例区を納税義務者に加えるものでございます。

次に、個人の町民税の所得割の非課税の範囲でございますが、生活保護基準額を勘案してその限度額を設定しておりまして、この額が平成15年度に引き下げられたことに伴い、非課税限度額の算定に当たり、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を36万円から35万円に引き下げるものでございまして、平成16年度課税分から適用するものでございます。

次に、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございま

すが、個人の居住の用に供している財産を譲渡した場合に譲渡損失の金額があるときは、その譲渡損失の金額を翌々年度以後３年度の各年度分の総所得金額等から繰越控除を認める規定を新たに設けるものでございまして、平成17年度課税分から適用するものでございます。資料２をお願いいたします。ただいまご説明いたしました規定を図に示したものでございますけれども、例えば16年中に生じた譲渡損失の額が5,000万円で、そのうち譲渡時のローンの残高が3,000万円、譲渡価格が1,000万円といたしますと、このローン残高から譲渡価格を差引いた2,000万円が繰り越し可能損失額となります。譲渡の翌年度、つまり17年度に他の所得が300万円あったとしますと、2,000万円から300万円を引いた1,700万円が損失となり、繰り越されることとなります。１年度目、つまり18年度に他の所得が300万円あったといたしますと、1,700万円から300万円を引いた1,400万円が２年度目に繰り越され、２年度目、つまり19年度に同じく他の所得が300万円あったとしますと、1,400万円から300万円を引いた1,100万円が３年度目、つまり20年度に繰り越されるという制度でございます。

資料１にお戻りください。次に、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございますが、特定の居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の繰越控除について、平成10年１月１日から平成15年12月31日までが適用期限でありましたものを平成18年12月31日までさらに３年間延長し、住宅借入金の残高を有することとする要件を除外する規定を設けるものでございまして、平成17年度課税分から適用するものでございます。

次に、新築住宅等に対します固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、これは密集市街地における防災地区の整備に関する法律の規定に伴う固定資産税の減額適用のための申告に関する規定を加えるものでございまして、平成16年度課税分から適用するものでございますが、本町には該当はございません。

次に、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、税率軽減の特例を廃止し、税率を４％から3.4％に引き下げるもので、平成17年度課税分から適用するものでございます。

次に、附則第17条の２、優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例について、表にお示しをしておりますように、特別控除後の譲渡益の区分を見直し、さらに税率を引き下げるとともに、適用期限を平成21年度

までの5年間延長するもので、平成17年度課税分から適用するものでございます。

次に、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例について、税率を9%から6%に引き下げるもので、平成17年度課税分から適用するものでございます。

次に、株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例でございますが、税率を4%から3.4%に引き下げるもので、平成17年度課税分から適用するものでございます。

その他の改正事項につきましては、地方税法の改正に伴う条文整理及び字句の整理でございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。今回こうして出されておるのは、国の三位一体の中の国庫補助を削る問題、あるいは地方交付税を削る問題、平成18年度に照準を合わせてこれらが提案されてきておるわけです。先般の議会で国保がかなり引き上げられ、しかも応益応能割の割合の応能割部分が引き上げられ、今回についても均等割部分が引き上げられて提案をされておるわけですが、実際に専決処分されて課税の対象になっておるわけですが、こうした地方自治体本来の弱者に対する配慮、これが私は抜けているんじゃないかというように非常に懸念をしておるんですが、この点についてはどのような考えを持って提案をされておるのか、お尋ねいたします。

○議長（前田）税務課長。

○税務課長（永海）今回の均等割の税率の見直しにつきましては、政府の税制調査会でいろいろ検討をされた中で、やはり同じ主婦の中でもそういう所得のある方とない方について税金が非課税ということは不公平ではないかというふうな議論がされたことが1つ。それからもう一つは、いわゆる均等割額は一律3,000円、今まで人口段階別に制定されたときに3,000円だったのが、それぞれ市町村の行政サービス等に特段格差がなくなったということで統一をされたというふうに政府税制調査会の答申にありましたので、それに基づいて地方税法が改正されたというふうに解釈をしております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）今回のねらいは、私が一番問題視するのは、一般の所得税、国に支払う所得税ですが、これをやめて個人住民税に全部振り替えるという、こういう仕掛けが三位一体の中から出てきて、大体18年度に照準を合わせる。これは全国的にそういう国の

方針のもとで今それが仕掛けられておる。もう1度言いますけれども、所得税を軽減しながら個人住民税を引き上げる。将来はそういう姿になっていく布石なんですね。私はここが将来の子どもたちにとって、将来を担う人たちにとって非常に重税の、そういう仕組みが今回着々につくられているというように感じるんです。だから、私は、この問題は非常に大きな要素を含んでいると。国の責任を放棄して後退をさせていく。国の財政対策として今回このことが打ち出されて、実際に法でもってこういうふうに縛ること。私はけしからんと思うんですが、これについてどのように町長はお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、佐中議員がおっしゃるように、国の三位一体の改革に対する地方に対するいろんな税の改革がわれわれのところにおりてくるというふうに認識しておるんですが、これも海田町だけでこういうようなことができるような問題じゃないものですから、県等の指導によりまして今後いろいろ協議を考えていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。確認をさせていただきたいんですが、資料1の個人の町民税の、いわゆる税率を2分の1、1,500円というくだりですけれども、31万5,000円というのは月収で、96万5,000円というのは年収というふうに理解してよろしいのか、お尋ねします。

○議長（前田）税務課長。

○税務課長（永海）31万5,000円というのは1年の所得でございまして、96万5,000円というのは1年の収入でございます。

○議長（前田）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論があるようでございますので、まず、反対の討論から行います。反対の討論があれば許します。白築君。

○1番（白築）1番、白築です。承認第1号、海田町税条例の一部を改正する条例に反対をいたします。個人住民税均等割の改正は、人口段階の区別をなくし、全国一律に県民

税1,000円、町民税を3,000円に引き上げ、均等割の非課税限度の引き下げ、そして、これまで課税されなかった、生計を1つにする妻からも、一定金額を超える者には平成17年度から段階的に課税するものであり、所得の低い人にとっては大きな負担となるもので、反対をいたします。

そもそも三位一体の改革は、逼迫した国の財政を再建し、スリムな政府を実現することにあります。しかし、政府の三位一体の改革は、公共事業分野の国庫補助負担金の見直しを先送りとし、国民生活に直結する社会保障、地方交付税、義務教育関係、生活保護費など、国庫補助負担金の歳出をカットし、財政再建を行う方向を重視しています。これは地域の崩壊を促進するものです。政府は、今回の住民税の均等割の全国一律化に引続き、平成18年度まで所得税から個人住民税の税源移譲を実施し、個人住民税の所得割を県民税、町民税合わせて、課税所得に応じて5%、10%、13%の3段階だったものを一律に13%に統一して住民税を引き上げようとしております。これは、所得の低い人ほど住民税を2倍にし、所得の高い人は3%の減税となってしまいます。そして、3月には国民健康保険税も上がったばかりであります。町民税の均等割の引き上げは、町民の生活を苦しくすることになります。したがって、この承認第1号は認められません。以上。

○議長（前田）続いて、賛成討論があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、承認第1号については起立による採決を行います。お諮りいたします。

承認第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田）起立多数。よって、承認第1号はこれを承認することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第6、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第2号、専決処分した事件の承認について（海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。本条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があることから、本年3月31日付で専決処分をさせていただきます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（貝原） それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決いたしました。同条第3項の規定により、その専決事項について議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は別紙専決処分書のとおりで、専決処分年月日は平成16年3月31日でございます。

議案の15ページをお願いします。専決処分書。海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をするというものでございます。

それでは、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。資料番号の4、新旧対照表もあわせてご覧ください。今回の条例改正案は、地方税法の一部改正により、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の課税に係る区分等の改正が行われたことに伴い、附則第3項及び第4項について条文の整理をさせていただくものでございます。なお、附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は平成16年4月1日からの施行でございます。第2項は適用区分で、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第2号については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~


○議長（前田）日程第7、第25号議案、海田町と広島市との合併について町民の意思を問う住民投票条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第25号議案、海田町と広島市との合併について町民の意思を問う住民投票条例の制定について。市町村の合併の特例に関する法律の適用を受けることができる期限内で本町と広島市との合併に関して町民の意思を確認するため条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）それでは、住民投票条例について説明をさせていただきます。条例名でございますが、海田町と広島市との合併について町民の意思を問う住民投票条例でございます。

第1条は目的でございます。海田町が市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる現行の合併特例法の規定の適用を受けることができる期限内で広島市と合併をすることについての是非について町民の意思を確認するというものでございます。第2条は住民投票の定義でございます。第3条でございますが、住民投票の執行は町長とし、公正な投票を行うため、選挙管理委員会に住民投票の管理事務を委任するというものでございます。第4条、投票の期日でございますが、条例の施行日、公布の日となりますけれども、から120日以内に町長が定める日曜日としております。第3項の告示につきましては、町長選挙及び町議会選挙の告示に準じて5日前までとしております。第5条の投票資格者でございますが、選挙権が現在満20歳以上の年齢の者が対象となっていることを踏まえ、20歳以上としております。永住外国人につきましては、地域社会を構成する住民として合併という地域課題について投票資格を与えるということとしております。永住外国人への投票資格につきましては、現在実施されている住民投票ではほとんどの自治体が資格を与えているという現状がございます。第6条は、第5条に規定しました投票資格者の名簿作成について規定しております。永住外国人につきましては、名簿登録の資格を得るための申請を文書で行った者を投票資格者名簿に登録するというものでございます。第7条、投票の方式ですが、1人1票とし、秘密投票といたします。投票用紙には賛成と反対を印刷し、どちらかに丸印をしていただく二者択一といたしております。第8条は投票資格のない者が投票できないこと、第9条は投票所における投票についての規定でございます。第10条の期日前投票及び第11条の不在者投票につきましては、公職選

挙法に掲げる事由を準用しております。第12条は、投票の意思が明白であれば、これを有効とするという規定でございます。第13条では、無効投票について規定しております。所定の用紙を用いて丸印以外のものを記載したもの及び白紙のものは無効とするものでございます。2項では点字の場合の無効について規定をしております。第14条の情報の提供でございますが、町長は投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を提供するように努めることを規定しております。第15条の投票運動ですが、住民投票に関する運動は告示日にかかわらずいつでも行うことができることとしております。ただし、買収、脅迫等、住民の自由な意思が拘束され、不当に干渉されないよう規定をしております。第16条ですが、結果については、選挙管理委員会は直ちに告示するとともに、町長及び町議会議長に通知することとしております。第17条の結果の尊重ですが、住民投票の結果は町民の意思のあらわれとして重く厳粛に受けとめなければならない、住民投票を執行いたしました町長に尊重義務を置いたものでございます。第18条の投票及び開票でございますが、投票所、投票時間等、公職選挙法及び公職選挙法施行規則の規定の例によるものとしております。第19条としまして、住民投票条例の施行に関し、町長は必要な事項を定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、投票日の翌日から起算して90日を経過した日をもって効力を失うとしております。以上、条例案でございます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。先ほど提案理由の説明の中に合併特例債を受けられる期限内、こういうことを言われましたし、また、条例の末尾に「市町村の合併の特例に関する法律の適用を受けることができる期限内での広島市との合併に関し」というのが記述してあるわけですが、合併の特例債を受けられる期日、平成17年3月31日のことだろうと思うんですが、こうなれば、じゃ、合併特例債、これが実際海田町でどのくらい適用されるのか。先般、法定協議会の中で私は広島市とのあの協議の中で、今年の平成16年4月1日合併を1年延ばしたらどうかという質疑をいたしましたところ、合併特例債は30から40、総務省の折衝の中で削られる見通しがあるということになれば、合併特例債の額が240億でしたから、30から40削られるということになると100億近いものが削られるということになるわけですね。合併特例債を受ける期限内、私が聞きたいのは、この合併特例債によって海田町の合併建設計画の総額が大体決まってくるんです

ね。これが実際、明確な数字が住民投票までに出るのかどうか、これがまず第1点。

2つ目には、合併をする条件が悪くても住民投票するのかどうか。120日以内という期限が設定してありますが、この前の合併調査特別委員会の中では、まず条例を決めていただく、こういう答弁が返ってきましたけれども、情報をしっかり提供する場合に、条件が本当にいいのか悪いのかというのが、さっきの合併特例債も含めて明確にないんですね。だから、悪くても住民投票するのかどうか。

3つ目、合併建設計画の見通しをやっぱり明らかにせにゃいかんと思うんです。私は再々、何回も言うようですが、JRの高架、連続立体交差事業は345億、区画整理は83億ですから、合わせると432億、今までの836億から200億円、合併特例債の関係によって減らされたら636億、そのうちの432億が連続立交と区画整理にとられたら、残り200億円ぐらいしかなくなるんです。この200億円になると、海田町単独の方がよっぽどまちづくりが進む。連続立交は49億で広島県がやってくれるから、この役場も30億の役場を広島県が建ててくれる。よっぽどまちづくりが海田町で進む。このように私は海田町の将来のことを見通して思っているんですが、これに対してはどうか。

4つ目、この議案が通れば、120日以内にいやが応でも実施するのかどうか、これをお尋ねします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）特例債の件につきましては、数字がはっきり出てくれば、その想定によってははっきりしたことが出てきて説明できると思っております。

次に、どうしても住民投票するのかということにつきましては、私は選挙公約をしておりますので、住民投票は実施させていただきます。

次に、合併建設計画の問題でございますが、これも相手のあることでございますので、広島市が今日か明日ぐらいに何かはっきりした健全計画か何かを示すということをはっきりしておられます。それをいただいて初めて海田町の建設計画ができるということを見ながら住民にしっかりと把握して説明できる体制を持っていきたい、こういうふうに思っております。

次に、120日以内ということは、これはさっき言いましたように、住民投票条例をお願いした限りは、それはやらせていただくというふうに思っております。以上です。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）合併特例債、数字が示されれば公表する。示されなかったら、じゃ、ど

うするのか。ほんまに雲をつかむような話で、私は住民投票条例そのものは別に反対せんのですよ。もともと私らが請願をしたぐらいですから、反対はしない。だけれども、住民投票条例は、それを実施するに当たって、何回もできる問題ではないですね。それは1,000万近く費用がかかるわけですから。本当にいろんな条件、情報を提供して、そのもとで住民が判断できる、私はこれが一番いいと思うんです。しかも、合併特例債、あるいは特例法の延長があるわけですし、特例債が途中中断をするけれども、しかし、本当に町民にとってまちづくりがどうなのか。合併をするかどうかではなくて、海田町のまちづくりをいかに進めるかどうか、この基準がやっぱり明確でないんですよ。14条に情報の問題がありますけれども、また、目的の中にはその合併の是非について、いいか悪いかについて情報を流して住民投票条例をここへ提案をされておるわけですが、本当に町民の中にそのことを徹底されるのか。私は、合併をする折に一番の問題は金じゃないと思うんです。総額が何じゃというても、やっぱり金なんですよ。広島市の財政状況がどうなるかわかりませんが、それも踏まえて海田町の将来の財政の問題、これまで30年、合併をした他の安芸区と比べて見れば、どちらがまちづくりが進んでいるのか。こういう状況から見て、私は合併特例債の総額も含めて、建設計画も含めて、やっぱり町民にその情報を流さない限りは、余り、やっても、合併だけが前提になって、まちづくりという視点が抜けてしまう。議員の中にはそれは推進派がおるから、広島市を対象として合併のための住民投票をせいせいと言うている。しかし、執行側は本当にまちづくりをいかに進めるかどうか、ここを基点に置かんかったら、私は大きな失敗をすると思うんですが、この点についてはどうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、情報は十二分に町民に提供するつもりでございますし、また、いろんなことも議員の皆様方にもお願いする決意でございます。とにかく民意を問うて、将来のまちづくりの方向性を示すために住民投票を実施するというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）最後に聞きますが、合併建設計画、広島市と折衝して、法定協を立ち上げるかどうか、立ち上がっておるんですが、これを協議するかどうかというのは別としても、大体総額が明確になかったら、私はさっき言うとおりの金が一番の問題ですから、10年以降は広島市のそういう施策で安芸区全体がよくなるかどうかというのはまだ未知

の問題です。しかし、10年間は絶対これだけは法定の中で煮詰めていって、海田町にこれだけは絶対できるんじゃないと、そういう見通しがなかったら、私は無意味じゃないと思うんですがね、合併の住民投票については。合併建設計画の総額が実際、住民投票までに、説明会ですね、これまでにやるのかどうか、お尋ねします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）先ほど申し上げましたように、相手があることなんですね。相手にしっかり情報を出していただかんと、我々の建設計画につきましても、要望につきましてもできない。できる限り、今、佐中議員がおっしゃるように、住民が納得するような情報提供をして一生懸命やってみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。崎本君。

○13番（崎本）私は住民投票に反対の立場ではないんですが、私が思うのに、1条の町民の意見をはっきり尊重できるように、今の4条で120日で十分に町民に14条の情報提供ができるか、それが一番の問題点だと思いますが、その点についてどうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）6月、7月の間に住民説明会、町内47自治会にお願いして個々にやっていきたいと思っております。そして、各種団体とか海田町のいろんな皆さん方の組織にそういうことも提供しながら、2カ月あったら、今から、明日からでももうできるわけですから、極端に言えば。できるものはどんどん広報を通じたりいろんな形で提供させていただいて、十分にできると確信を持っております。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）その前向きな姿勢はそれは結構でございますが、私が思うのには、ずっと今もう何十年海田町で生活してきて、海田町のよさ、今の海田町の財政は幾らか、私は前々からそれを一番先に町民に訴えということをずっと言うてきておるんですが、それが120日で町民に浸透できるかどうか、町長、その自信はありますか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）はい、十分にその自信を持ってやらさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）最後ですが、私は、今、町長が言われるように、自治会、あるいは広報じゃなくて、やっぱりありとあらゆる機会を利用して住民に、合併というのはどうい

ものと。海田町は今どの位置にあると。広島市なんか関係ないですよ。海田町はどの位置にある、合併したらどうなる、このままでいったら海田町はとなると。そういう意識をはっきりと町民に浸透させてください。どうですか、それは。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）仰せのとおり、あらゆる機会を通じて、十二分に認識していただくような資料提供とか広報活動をやっていきたいと。よろしくお願いします。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。宮坂君。

○11番（宮坂）二、三確認したいことがございます。まず第1条の件で、先ほど佐中議員は、この適用を受ける期限内というのを平成17年3月というふうに言われたんですけども、まず、この法律が適用できる期限を平成18年3月まで延期しようとする動きがあって、これがほぼ確定になっておりますね。法律としてはまだ通っておりませんけれども、この流れ、まだ確か、私の記憶では、法律では通っていない、政府決定であって、通っていないと思うんですよ。これがいつごろ通る見通しがあるのかを把握できているのかということと、当然この文言でいけば、それが法律として通れば、18年3月までに合併するかどうかということになると思うんですよ。ただ、これがいつ法律が通るかわからないということで、説明会では17年3月の時点かもわかりませんし、そういった説明をどのようにしていくのか。これはちょっと混乱が生じる可能性もあると思うんですよ。それが1点と、3回までしか聞けないので、一遍にいきましょうか。これは、合併特別委員会で西山議員が質問されたんですけども、条例の施行がいつぐらいになるのか。規則を決めて公布ということになると思うんですけども、今日一応議決がなれば、そこから規則を決めると思うんですけども、いつごろの公布の予定になるのか。一応新聞報道、あるいは私たちが得ている情報では8月の中旬ぐらいまでには住民投票を行うという意向を聞いているんですけども、公布日によってはまたこれが変わってくる可能性もありますので、いつぐらいか、まずそれだけお聞きします。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）ご指摘のように、今現在の特例法につきましては今国会で提案をされておりますけれども、まだ審議に入れる状況でないということで、当所の計画では3月ごろにはというような動きを聞いてはありました。ただ、いわゆる年金問題であるとか、イラクの拉致問題であるとかということで、とても今、審議に入るような状況ではないという状況でございます。特にこの特例法の若干1年間の規定の適用の

延伸といいますか、これと新法の関係につきましては、多くの市町村がなかなか今の17年3月に間に合わないというような情勢がありまして、大きな声になりまして、それを受けてやろうとするということでございますので、これが9月10月まで延びるということはなかなか考えにくいというふうに思います。早いうちにこれを決めたいというのは政府の方でも思っておられるというように聞いておりますので、説明会のころには、多分ということではしか言えませんが、ということです。

次に、条例の施行に係ることでございますけれども、ご存じのように、議決をいただいて3日以内に議決書をいただいて、それから20日以内ということでございますので、それまでには規則等々も十分精査をして公布をしたいというふうに考えておりますので、いわゆる投票日の実施ということが1つの論点になろうと思います。120日以内ですから、120日ぴったりじゃなけりゃいかんということはございませんので、そこらも加味しながら、参議院議員の選挙が7月にあるというようなことも考えながら、また、もしといいますか、その結果を反映して9月等々にいろんな動きがあるということを加味しますと、8月の中旬ごろには実施をしないと、そういうことが間に合わないというようなことがございますので、今、正確な期日についてはなかなか申し上げにくいんですが、延ばせばどんどん延びてしまうというような話にはなかなかならないというふうに考えておりますので、その点、ご了承願いたいと思います。

○議長（前田）宮坂君。

○11番（宮坂）もう1点、第15条、投票運動の自由なんですけれども、これも確認になりますけれども、公職選挙法、これに準ずるものであるのか。準ずるものでなければ、この前確認したんですけれども、戸別訪問等が自由に行われるということなんですけれども、それを1点だけ確認させてください。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）特に戸別訪問であるとか買収行為であるとか、また恐喝等々といいますか、脅迫等ということは、どこがどうだということがこの条例なり規則の中で規定がなかなかできないということで、現在、選挙管理委員会と今から詰めなきゃいけないというふうには思っておりますけれども、警察の方にも一応どういう状況でどういうふうに関与をしていったらいいかということと、海田町がこういう状況で今、住民投票を実施しようとしておるという状況も十分協議しながら、いろいろまた、議会の皆様にもこういう事例があるということもお示しできるような機会を設けさせて

いただきたいと思います。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。岡田君。

○4番（岡田）4番、岡田です。ちょっとお伺いしたいんですけれども、今、宮坂議員も言われたんですけれども、この合併特例法の適用を受ける期間というのが、我々の今の認識でしたら平成17年3月ということなんですけれども、先ほど宮坂議員も言われたんですけれども、この法律は、ご存じのように、どんどんどんずっと延長延長で来ておるんですけれども、さらに延長、2009年までというふうなものも出ておるんですけれども、一体いついつまで、平成17年3月とかというふうな期限ではなしに、法律の期限なのかということをお伺いしたいんです。

それと、14条の情報提供なんですけれども、これは私は疑問に思うんですけれども、盛んに町長は情報を提供する提供すると言われるんですけれども、それは大変結構なことなんですけれども、やはり一番、昨年10月1日の否決をしたときも、役場の問題、水道の問題、温水プールの問題、そして町長選挙があったときもこの問題が一番ネックになって合併は白紙に戻ったんですけれども、この問題はやはり建設計画や何かの上でも物すごく重要なウエートを占めると思うので、この問題が広島市との交渉というんですか、それで解決をしていない段階で情報を流すと言うてもなかなか物すごく無理があるような気がするんですけれども、ここの3点ですね、これはどういうふうに思われておるのか、お願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、岡田議員がおっしゃるように、確かに情報提供の問題は非常に重要な問題と思っております。しかしながら、相手があることですから、広島市との了解をしっかりしていただいたことにおいての情報提供を皆さんに周知徹底したい、こういうふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）合併特例法が2009年まで延長ではないかというようなことなんですけれども、誤解のないようにお願いしたいんですけれども、現在の合併特例法は17年3月31日で廃止になります。それ以後に合併する市町村については、新法ができるということでございます。これは今の特例法を少しといいますか、いわゆる財政的な支援あたりをカットしたような形で新法が5年という時限立法でできるということでございますので、特例法が延長になったということではないというふうにご理解いただ

きたいと思いますし、その旨、住民説明会でもそのように説明させていただくようにはしております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。原田君。

○14番（原田）14番、原田です。私はこの条例案を制定するのにはやぶさかではないんですけども、昨今のいわゆる選挙管理委員会に事務を任せて、例えば国政選挙にしても、町会議員、我々の選挙にしても、投票率がかなり伸び悩んでいるのが事実なんです、その辺の選挙管理委員会の方で、例えば投票率をかなり高いものにしていただいて、皆さんの住民の意思、マルかバツかというのを総意を酌むべきだろうと思うんですが、この投票率、目標設定値を持ってやられるのかどうかというのを伺いしておきたいんですけども、いかがですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今おっしゃるように、やはり大切な大きな問題でございますので、広報を通じたり、いろんな広報をしながら、いろんな形で投票と申しますか、これに参加いただくような策を考えてみたい、こういうように思っております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。三宅君。

○3番（三宅）最後に、さっき情報提供というところが盛んに出ておりますけれども、委員会の方でも申し上げましたけれども、まず、2つ大きなところがあると思います。財政状況の問題ですね。この前も言いましたように、海田町の財政状況、これから3年から5年にかけての財政状況、収支見通しですね、これもはっきり出していただきたい。それから、広島市の財政状況は、私がこの前、市に行って、今日の昼からは財政状況の財政健全化計画は一般に出せると聞いておりますので、これもすぐにとりに行っていたきたいということを言っておきます。

それから、次にまちづくりの問題ですね。大きな判断材料の中でまちづくりの問題。単独町だったら、やはり実施計画といいますか、3年から5年、これぐらいのまちづくりになる。広島市に合併した場合にはこうなる。広島市の場合には建設計画、これがやっぱりまちづくりの指針ということなんですけれども、1年延びましたし、今、特例債の減額ということもあるので、ほぼ、去年9月に調印したときのあれが土台になると思うんですけども、特例債の減額とかというところも聞いて、法定協をやる暇がないんでしょうから、できるだけ確かなところを打診して、合併したときのあれも町として出していきたい。これから運動して行って夏までいろいろ個々が動いて情報収集して、

そこがチラシをつくってということになると、それぞれが勝手なというか、正確な資料だったらいいんですけれども、勝手なあれになるので、やっぱり町長の方で確かなところの情報をどんどん情報提供していただきたいということで。だから、財政の状況の見通しとまちづくりのところを、それぞれのあれをはっきり確かなところを速やかにということでおきたいと思うので、財政状況は今日の昼からは公開できると私は聞いておりますので、はっきりしたというか、町長に確認したいと思います。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）三宅議員がおっしゃるように、海田町のことはすぐにでもできるわけですね、今までしてきたものが。市の方はいろいろと、今おっしゃるような、今日の昼からでも出てくるということもありますので、できるだけ速やかに情報提供の段取りにしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第25号議案について採決を行います。

第25号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第25号議案については原案のとおり決することにいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第8、第26号議案、平成16年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第26号議案、平成16年度海田町一般会計補正予算（第1号）。平成16年度海田町一般会計補正予算（第1号）は、住民投票を実施するための予算措置として、歳入歳出それぞれ885万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,985万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第26号議案、平成16年度海田町一般会計補正予算（第1号）

についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料５の平成16年度補正予算説明書に従いまして、歳出の方からご説明をさせていただきます。

それでは、２ページの方の歳出の方をご覧いただきたいと思います。総務費の総務管理費の住民投票費でございますが、報酬につきましては、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人の報酬として、合わせて56万6,000円を増額するものでございます。次に、職員手当等につきましては、不在者投票や投票・開票事務などの職員諸手当として364万7,000円を増額するものでございます。次に、賃金につきましては、臨時職員賃金として4万7,000円を増額するものでございます。次に、需用費につきましては、啓発用品や不在者投票用封筒などの消耗品を29万8,000円、投票立会人等の弁当などの食糧費として8万5,000円を、説明資料や投票用紙などの印刷製本費として266万4,000円をそれぞれ増額し、合わせて304万7,000円を増額するものでございます。次に、役務費につきましては、入場券などの郵送料などの通信運搬費として131万8,000円を増額するものでございます。次に、委託料につきましては、資格者名簿作成業務委託料として22万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。１ページをお願いいたします。歳入の財源を確保するため財政調整基金から885万円を繰入れるものでございます。

次に、26号議案の方をお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ885万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,985万円とするものでございます。以上で平成16年度海田町一般会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第26号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成16年第2回海田町議会臨時会を閉会といたします。どうもご苦労さんでございました。

午前10時46分 閉会